



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

3

2021

いつもお世話になっております。
春とはいえまだ浅く寒さの名残が感じられる日が続きます。
いかがお過ごしでしょうか。
それでは、今月の事務所便りをお届けします。

国税庁より

確定申告の際に誤りの多い事例が公表されています

2月16日から始まる2020年分の所得税等の確定申告について、国税庁は確定申告の際に誤りの多い事例を公表して注意を呼びかけています。それによると、収入・所得関係では、副収入の申告漏れや、2020年分から給与所得控除額・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、控除上限額が変更されたこと、一定の場合に給与所得から所得金額調整控除額を差し引く必要があることから、給与所得・雑所得の計算誤りがあります。

さらに一時所得の申告漏れがあり、生命保険会社などからの満期金や一時金の受領者は、その収入が一時所得として申告する必要があるか、生命保険会社などから送付された書類での再確認が必要です。また、競馬など公営競技の高額な払戻金を受けた場合には、申告が必要となることがあります。そのほか、居住者は、国内で得た所得と合わせて海外で得た所得を申告する必要があります。（外国の税務当局に申告した所得も申告が必要となります）

所得控除関係では、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補填される金額は、支払った医療費の額から差し引く必要があるなど医療費控除の計算誤りがあります。その他、ふるさと納税を行った場合の寄附金控除の適用漏れや、地震保険料控除の適用誤り、寡婦控除、ひとり親控除の適用漏れ、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用誤り、基礎控除の記載漏れ・適用誤りなどがあります。

税額計算関係では、住宅ローン控除の適用誤りがあります。(1)入居した年及びその年の前2年若しくは後3年（2020年3月31日以前に従前の住宅を譲渡した場合は2年）以内に譲渡所得の課税の特例等の適用するときは、住宅ローン控除を受けることはできません。(2)住宅取得等資金の贈与の特例を受けている場合には、住宅ローン控除額の計算において、その特例を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて計算しなければなりません。

申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、十分な申告期間を確保し、申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長されています。

令和元年分の確定申告をまだ行っていない方は、令和2年度の確定申告が先行して行われる場合、原則として期限後申告になるためご注意ください。